

物品等の調達に係る競争入札の参加制限について

管理者決定 平成18年12月28日

一部改正 平成23年3月28日

- 1 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等に係る契約に関する競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。
- 2 競争入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市交通局契約規程第7条の2第1項第13号に基づきそれぞれ無効とする。
- 3 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結しないものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年1月4日から実施し、同日以後に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成23年3月28日決定）

この取扱いは、決定の日から実施する。